

社会福祉法人 天 寿 会
グループホーム ファミリーハウス美原

運営規程

グループホーム ファミリーハウス美原運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人天寿会が設置するグループホームファミリーハウス美原(以下「事業所」という。)において実施する指定認知症対応型共同生活介護事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の管理者及び計画作成担当者、介護従業者(以下「認知症対応型共同生活介護事業者」という。)が、認知症を伴う要介護状態の利用者に対して、適切な認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 本事業所が実施する事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、心身の特性を踏まえ、利用者の認知症の緩和や悪化の防止を図り尊厳ある自立した日常生活を営むことが出来るよう、食事、入浴、排泄等の日常生活場面での世話や機能訓練の介護その他必要な援助を行うものである。また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2. 事業者には、事業所所在地の市町村、バックアップ施設の介護老人福祉施設や介護老人保健施設、協力医療機関に加え、居宅支援事業所者、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
3. 前2項のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年厚生省令第37号)及び「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」の一部を改正する省令(平成11年厚生省令第96号に定める内容を・遵守し、事業を実施するものとする)。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1)名称 グループホーム ファミリーハウス美原
- (2)所在地 大阪府堺市美原区平尾1848番地1

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 本事業所における従業員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1)管理者 1名(常勤職員)

管理者は、従業員及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに法令等において規定されている認知症対応型共同生活介護の実施に関し、事業所の従業員に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2)計画作成担当者 2名(介護職兼務)

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携

する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関等との連絡・調整を行う。

(3) 介護従業者 15名以上

介護従業者は、利用者に対し必要な介護及び世話、支援を行う。ただし、必要に応じて増員できる。

(指定認知症対応型共同生活介護の利用定員)

第5条 事業所の利用定員は18名とする。

内訳 ユニット1 9名

ユニット2 9名

(指定認知症対応型共同生活介護の内容)

第6条 本事業所で行う指定認知症対応型共同生活介護の内容は、次のとおりとする。

- ①入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- ②日常生活上の世話
- ③機能回復訓練
- ④相談、援助
- ⑤医療との連携

(介護計画の作成)

第7条 計画作成担当者は、指定認知症対応型共同生活介護サービスの提供開始時に、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した認知症対応型共同生活介護計画を作成する。

2. 計画作成担当者は、それぞれの利用者に応じて作成した介護計画について、利用者および家族に対して、その内容について説明し同意をえるものとする。
3. 認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、利用者の状態に応じた多様なサービスの提供及び利用に努め、更に作成後は実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行うものとする。

(利用料等)

第8条 指定認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準(告示上の報酬額)によるものとし、当該指定認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の支払いを受けるものとする。

2. 家賃については、日額1,500円を徴収する。
3. 食費については、日額1,600円を徴収する。

(内訳:朝食 300円・昼食 600円・おやつ 100円 夕食 600円)

4. 光熱水費については、日額500円を徴収する。
5. 管理費については、日額300円を徴収する。

6. その他日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるものの実費について徴収する。
7. 前5項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者又は、その家族に対し、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。
8. 指定認知症対応型共同生活介護及の提供に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。
9. 法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定認知症対応型共同生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者又は家族に対して交付する。

(入退所に当たっての留意事項)

第9条 指定認知症対応型共同生活介護の対象者は要支援2・要介護者であって認知症の状態にある者で、少人数による共同生活を営むことに支障がないものとし、次のいずれかに該当する者は対象者から除かれる。

- ①認知症に伴う著しい精神状態を伴う者。
 - ②認知症に伴う著しい行動異常がある者
 - ③認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者。
2. 入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により、当該入居申込み者が認知症の状態にあることの確認を行う。
 3. 入居申込者が入院治療を要するものであること等、入居申込み者に対して自ら必要なサービスの提供が困難であると認めた場合は、他の適切な施設、医療機関を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。
 4. 利用者の退居に際しては、利用者及び家族の希望、退居後の生活環境や連続性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに、居宅支援事業者や保健医療、福祉サービス提供者との密接な連携に努める。

(衛生管理)

第10条 指定認知症対応型共同生活介護を提供する施設、設備及び備品または飲用に提供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2. 指定認知症対応型共同生活介護事業所において、食中毒及び感染症が発生し、又蔓延しないように必要な措置を講じるものとする。また、これらを防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めると共に、密接な連携を保つものとする。

(緊急時等における対応方法)

第11条 指定認知症対応型共同生活介護従業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が発生したときは、速やかに、主治医または事業所が定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2. 利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
3. 利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第12条 非常災害に備えて、消防計画、風水害や地震等に対処する計画を作成し、防火管理者又は責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。また、協力医療機関や連携施設等との連携方法や支援体制について定期的に確認を行うものとする。

(苦情処理)

第13条 指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る利用者または家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2. 本事業所は、提供した指定認知症対応型共同生活介護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提供若しくは提示の求め又は当該市町村からも質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
3. 本事業所は、提供した指定認知症対応型共同生活介護に係る利用者又は家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(情報公開)

第14条 本事業所において実施する事業の内容について、厚生労働省が定める「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について」(平成11年9月17日老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知、以下「省令基準通知」という。)第12の4の(12)に基づき、本事業所玄関前に文書により提示において公開する。

2. 前項に定める内容は、省令基準通知により定める事項及び当事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護の利用及び利用申込みに資するものとし、利用者及びその家族(過去に利用者であったもの及びその家族を含む。)プライバシー(個人を識別しうる情

報を含む。)にかかる内容は、これに該当しない。

(協力医療機関等)

第15条 事業所は、主治医と連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めるものとする。

2. 事業所は、あらかじめ、協力歯科医療連携機関を定めておくよう努めるものとする。
3. 事業所は、サービス提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及びに支援の体制を整えるものとする。

(個人情報保護)

第16条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2. 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第17条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第18条 事業所は、当該利用者又は利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむ得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむ得ない理由を記録するものとする。

(地域との連携など)

第19条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

2. 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護(指定介護予防認知症対応型共同生活介護)の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介護(指定介護予防認知症対応型生活介護)について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会

議に対し提供している本事業所のサービス内容及び活動状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

3. 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第20条 本事業所は、従業員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1)採用時研修 採用後3ヶ月以内

(2)継続研修 年2回

2. 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持されるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
4. 本事業所は、指定認知症対応型共同生活介護に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保持するものとする。
5. この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人天寿会と当事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
6. 施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を拝啓とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従事者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(ハラスメント防止対策)

第21条 施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務所必要かつ相当な範囲を超えたものにより従事者の症状環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

この規定は、令和元年10月1日から一部改正し施行する。

この規定は、令和2年10月1日から一部改正し施行する。

この規定は、令和4年4月1日から一部改正し施行する。